令和２年５月２２日

認可保育所等に児童が在籍する

保護者の勤務先事業者の皆さま

中野区長　酒　井　直　人

臨時休園後の登園自粛の要請について

日頃より中野区の保育行政にご理解いただきありがとうございます。

区では、国の緊急事態宣言の延長及び東京都の休業要請等を踏まえ、認可保育所等の臨時休園期間を４月１３日（月）から５月３１日（日）まで再延長してまいりました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

東京都に対する緊急事態宣言が延長されない場合の６月１日以降の対応については、厚生労働省から、緊急事態宣言の指定を解除した地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があり、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるよう求めることとしております。

このような状況を踏まえ、臨時休園が終了した場合においても、感染拡大防止のため、在宅における保育が可能な方に対して、区として登園自粛を要請することといたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、認可保育所等に在籍する児童の保護者の勤務について、引き続き特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、このことに伴う保育料の取扱いについては、日割り計算による減額及び認証保育所に対する支援事業を実施する予定です。詳細については、別途、お知らせします。

記

1. 対象者　　認可保育所（地域型保育事業所を含む）・区立保育室・認定こども園・認証保育所に通園する園児の保護者のうち、育児休業中や休職中の方など自宅での保育が可能な方
2. 内　容　　保育所等の登園自粛要請
3. 期　間　　臨時休園終了から１ヶ月